

兵庫県立大学姫路工学キャンパス警備業務仕様書

1 警備対象物件

名称 兵庫県立大学姫路工学キャンパス
所在地 姫路市書写2167番地

2 警備目的

兵庫県立大学姫路工学キャンパスにおいて、キャンパス敷地内の安全管理業務を主業務とし、大学施設に発生する火災、盗難、不正・不良行為等の予防、防止、牽制並びに早期発見処置を行い、人命の安全と財産を保護するとともに、大学事務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 警備実施要領

(1) 警備方法 常駐警備（施設警備） 防災センサー等の操作

(2) 警備時間

- ① 夜間 17時00分 ～ 翌日9時00分（16時間）
（土曜、日曜、国民の祝日に関する法律による休日（以下、「祝日」）及び年末年始休業日6日間（以下、「年末年始休業日」）を含む）
- ② 休日（昼間） 9時00分 ～ 17時00分（8時間）
（土曜、日曜、祝日及び年末年始休業日）
- ③ 平日（昼間） 9時00分 ～ 17時00分（8時間）
（土曜、日曜、祝日及び年末年始休業日を除く）

(3) 配置人員

- ① 夜間 常時3名
- ② 休日（昼間） 常時2名
- ③ 平日（昼間） 常時1名

※補足 平日（昼間）については、正規職員との2名体制での業務となるが、正規職員が不在の場合は、1名での対応となる

(4) 服装・装具 制服・制帽とし、警戒棒、警笛等警備に必要と認めるものを装具する。

5 警備主要業務

警備業務の遂行に当たっては、警備時間内における警備に関する一切の権限を有していることを自覚し、大学の諸規定を遵守のうえ行うものとする。

(1) 防災監視等のオペレーション業務

- ① 毎日の警備上の変化の常時把握に加え、必要に応じた効果的な警備
- ② 異常事項発生時は、現場確認の上、遅滞のない関係機関への通報
- ③ 防災センサーの適切な操作
- ④ 各種防災監視盤及びセキュリティシステム監視装置の管理コントロール及び各種異常発生時は、現場確認の上、緊急対処オペレーションの実施
- ⑤ 地震・火災その他のトラブル発生時の緊急対処オペレーションの実施
- ⑥ インターホンの受付管理及び電話取り次ぎ
- ⑦ 正門の自動ゲートのコイン管理及びトラブル発生時の対応（東・南駐車場ゲートのトラブル対応含む。）
- ⑧ エレベーター誤作動時の対応（保守業者への連絡等）
- ⑨ 鍵の管理

(2) 出入管理（受付）業務

- ① キャンパス内への入退者の的確な対応（案内等）
- ② 大学教職員、大学施設使用者（学会、国家試験会場など届け出のあった者）等に対する鍵の受け渡し及び施設用具の貸出・受領
- ③ クラブ活動届け出の受理
- ④ 残留届けの受理
- ⑤ 正門の自動ゲートのコインの貸与
- ⑥ 電話の取り次ぎ及び連絡事項の伝達
- ⑦ 郵便物、宅配便の受領
- ⑧ 見学者、工事関係者、清掃業者、物品納入業者等の来学者に対する所定の入場手続き（鍵の受け渡し、勤務時間外登校者名簿及び外来者名簿の記入、腕章の貸出等）
- ⑨ 拾得物の受付と保管
- ⑩ 不審者等の発見、侵入阻止並びに牽制
- ⑪ その他緊急時に大学教職員が必要と認める要請事項への対応

(3) 巡回業務

- ① 巡回時間は概ね次の通りとする。巡回経路及び点検箇所は別に定める。

(ア) 夜間	1 回目	20時00分	～	21時00分
	2 回目	23時00分	～	0時00分
	3 回目	1時00分	～	2時00分
	4 回目	3時00分	～	4時00分
	5 回目	5時00分	～	6時00分
	駐車巡回	6時30分	～	7時30分
(イ) 休日	1 回目	10時00分	～	11時00分
	駐車巡回	13時00分	～	14時00分
	2 回目	15時00分	～	16時00分

- ② 火災、盗難の予防、防止その他事故の兆候の発見と措置
- ③ 不正、不良行為の予防、防止
- ④ 大学の定める諸規定違反に対する取締り
- ⑤ 残留届けの確認及び無届け使用の取締り
- ⑥ 消火器、消火栓等諸設備の外観点検
- ⑦ 避難経路、階段上等の障害となる物品の排除のための処置
- ⑧ 火気使用者に対する取り扱い上の注意及び指導
- ⑨ 火災発見時における通報及び現場保存
- ⑩ 不審者等の潜伏可能箇所の点検
- ⑪ 建物及び付帯施設の破損箇所発見時の第1次処置、関係部署への報告並びに危険と認められた場合の通報処置
- ⑫ 大雨や設備的要因等による浸水や漏水等事故発見時の通報、応急処置
- ⑬ 隣接地帯により波及する恐れのある事故の発見と処置
- ⑭ 不審者等の早期発見と処置
- ⑮ 指定門扉及び各所窓等の施錠、解錠及び点検
- ⑯ 廊下・階段等共有スペースの照明の状況に応じた点消灯、ガスヒーター・エアコン等冷暖房設備の状況に応じた稼働の入切
- ⑰ ガス等火気使用場所の安全確認と処置
- ⑱ たばこの吸い殻の未処理及び灰皿等の火気の安全確認
- ⑲ 危険、禁止行為の発見と阻止
- ⑳ 駐車場の秩序の維持、キャンパス内及び周辺の不審車両の発見処置
※上記①中の「駐車巡回」に加え、全ての巡回時にも駐車場を含めた周辺確認を行う。

(4) 緊急対策業務

火災その他非常事態が発生した場合は、関係各所に通報、連絡するとともに適切な措置を正確迅速に講ずる。

- ① 現場における消火活動、負傷者の救護、その他必要な第1次処置
- ② 人命尊重を優先し、適切な避難誘導、その他必要な措置
- ③ 火災盗難等併発災害の防止
- ④ 風水害、その他事前に予知しうる事態については、大学と協議のうえでの対処

(5) 開放、閉鎖等業務

① 門等の開閉

東部グラウンド	開門 6時30分	閉門 21時00分
東駐車場ゲート	開門 7時00分	閉門 23時00分
東通用門	開門 7時00分	閉門 23時00分
西門チェーンゲート	開門 7時00分	閉門 23時00分
南駐車場ゲート	大学の指示する日、時間に開門、閉門を行う	

② 所定時間に指定された入口、ドア等の施錠及び解錠

(6) 学内秩序維持業務

- ① 酩酊者、迷子等保護を要する者の一時取り扱い
- ② けんか、嫌がらせ行為、放歌、高吟等著しく学内の平穏を害する行為の取締り

6 緊急連絡

緊急時に際しては、直ちに関係各所並びに大学指定の緊急連絡先に連絡すること。

7 警備日誌等

- (1) 緊急の連絡を必要とする事案、事故については、その都度連絡をとり、詳細は保安日誌に記載のうえ、勤務終了時に大学担当者に提出すること。
- (2) 勤務終了時に必要な事項は連絡簿に記載し、次時間帯勤務の者に引き継ぐこと。

8 警備員の資格等

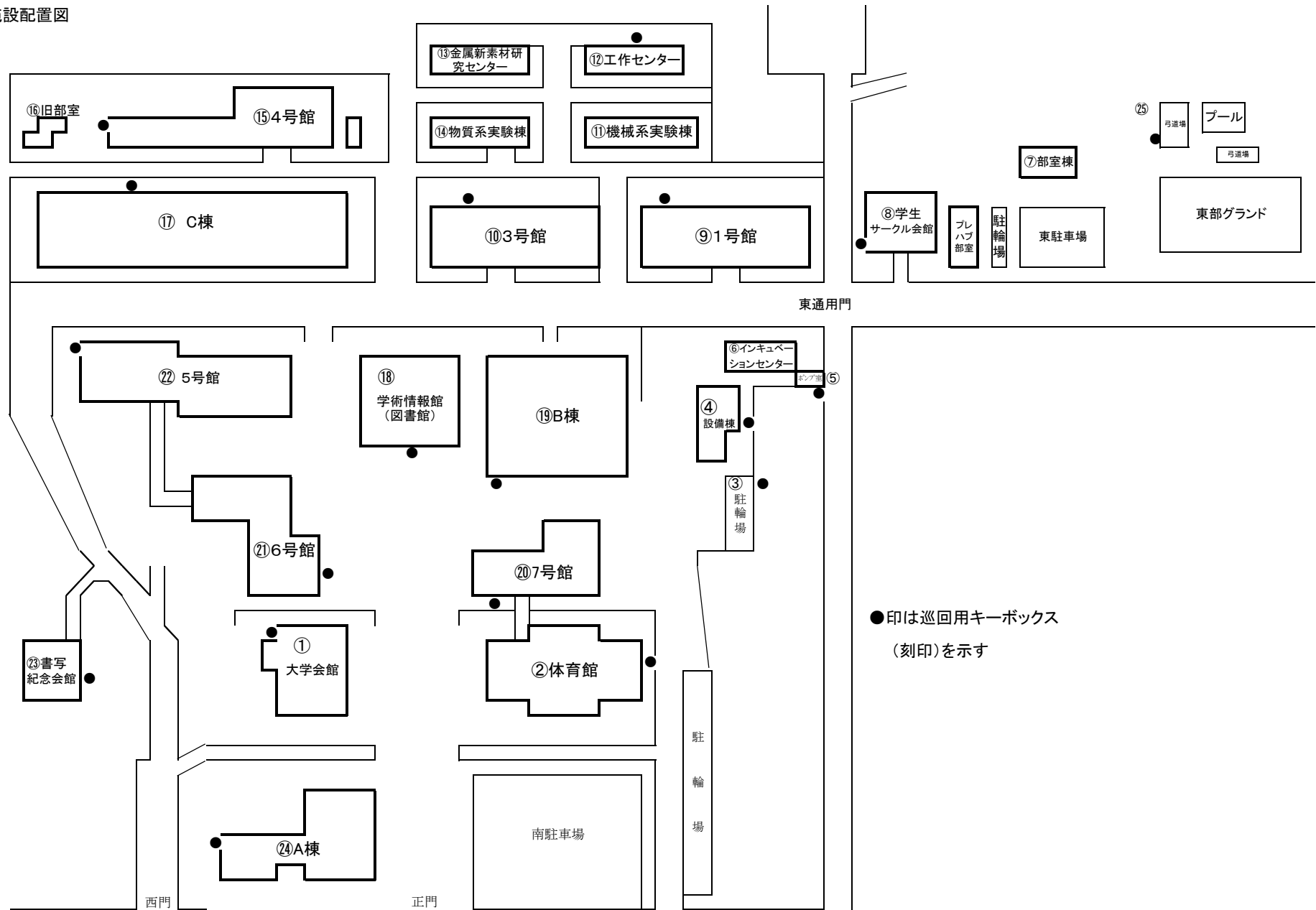
監視盤等の操作に知識のある者を配置すること。

9 その他

- (1) 警備開始に際し、事前に1ヶ月間の配置警備員の年齢等略歴を大学に報告すること。また、配備警備員に変更等が生じた場合は、すみやかに大学に報告すること。
- (2) 警備室として提供する部屋の固定電話及び業務用携帯電話（1台）は大学の負担により設置するが、必要最低限の業務にのみ使用すること。
- (3) 飲酒等警備員としてふさわしくない行為は厳に慎むこと。
- (4) その他大学が必要と認める指示事項に従うこと。

兵庫県立大学姫路工学キャンパス施設配置図及び巡回経路

1 施設配置図



2 巡回経路

上記、①から②3までの順に巡回。巡回時間は仕様書のとおり。②4は夜間2回目(23:00~0:00)と開門時(6:30頃)のみ巡回。

警備員の点検箇所

No.	施設名	点検及び刻印箇所
①	大学会館	1・2 F 入口及び非常口施錠確認、刻印
②	体育館	玄関及びアリーナ・多目的室・トレーニング室・更衣室の施錠確認、刻印
④⑤	設備棟、ポンプ室	建物周辺確認、刻印
⑥	インキュベーションセンター	建物周辺確認
⑦	部室棟	1・2 F 及び建物周辺確認
⑧	学生サークル会館	1・2 F 及び建物周辺確認、刻印
⑨	1号館	建物周辺確認、施錠確認、刻印
⑩	3号館	建物周辺確認、施錠確認、刻印
⑪	機械系実験棟	建物周辺確認
⑫	工作センター	戸締確認、刻印
⑬	金属新素材研究センター	建物周辺確認
⑭	物質系実験棟	建物周辺確認
⑮	4号館	建物周辺確認、施錠確認、刻印
⑯	旧部室棟	建物周辺確認
⑰	C棟	1～6 F 入口及び非常口施錠確認、2・4・5 F 会議室・1～4 F 講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
⑱	学術情報館（図書館）	1・2 F 玄関及び非常口施錠確認、消灯確認、刻印
⑲	B棟	1～6 F 入口及び非常口施錠確認、2 F 会議室・3 F 大学院演習室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
⑳	7号館	1・2 F 入口及び非常口施錠確認、1・2 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
㉑	6号館	1～5 F 入口及び非常口施錠確認、2 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
㉒	5号館	1～4 F 入口及び非常口施錠確認、1・2 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
㉓	書写記念会館	1・2 F 入口及び非常口施錠確認、刻印
㉔	A棟	1～4 F 入口及び非常口施錠確認、事務室・会議室・講義室戸締、エアコン、消灯確認、施錠確認、刻印
③	駐車場、駐輪場	安全確認、刻印（刻印は、施設配置図の③の駐輪場のみ）
㉕	東部グラウンド、弓道場	安全確認、刻印

（注1）巡回時に在留者がいる場合は、使用後の戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯等を指示すること。

（注2）巡回時に南駐車場、東駐車場、駐輪場も点検を行うこと。